

米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、米国産すもも・ももの生産・出荷状況等の現地実態を調査し、今後の産地強化策を検討するため、米国産すもも・ももの現地実態調査事業に参加する農業団体関係者の渡航や滞在等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助額)

第2条 補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）及び補助対象経費は別表に掲げるとおりとし、補助金の額は別に知事が定めるものとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 知事は、交付の申請があったときは、内容を審査の上、補助の可否及び補助金の額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、事業の完了、中止又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その内容を精査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により補助事業者へ通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業者	補助対象経費	軽微な変更
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合 ・ その他知事が 適当と認める 団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅 費（国内旅費など） ・ 役務費（海外旅行保険料など） ・ 委託料（航空券費用（諸経費含む）、 航空案内・手続き代行料、 PCR 等検査費用、海外宿泊 費、通訳・ガイド手配料、 現地自動車借り上げ代金、 機器借り上げ代、ESTA 申請 代行手数料など） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の各費 目間において、いずれ か低い額の20%以内 を増減させる場合 2 補助事業の目的の達 成に支障をきたさない 事業計画の細部の変更 であって、交付決定を 受けた補助金の額の増 額を伴わない場合

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

米国产すもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、米国产すもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（別紙様式第 1 - 1 号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

事業実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

補助対象経費	金額	備考
合計		

（注1）備考欄は費用の積算根拠を記入すること

3 経費の配分及び負担区分

補助事業	総事業費 (A) + (B)	負担区分		備考
		県費 (A)	その他 (B)	

4 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

様式第 2 号

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金については、同補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

米国産すもも・ももの現地実態調査事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、米国産のすもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で交付決定のあった米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払い請求額

2 内訳

交付決定額 ①	既 交 付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	概 算 請 求 額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別(当座・普通)
口座名 No.

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で交付決定のあったこのことについて、米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

- 1 事業実施報告書（別紙様式第1-1号）
- 2 その他知事が必要と認める書類

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

山梨県知事

米国産すもも・もも現地実態調査事業費補助金の額の確定について (通知)

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で交付決定したこのことについて米国産すもも・ももの現地実態調査事業費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり補助金の額を確定しました。

補助金額 円